

派遣労働者と事業主向け

# 無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、  
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた  
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、  
徳島労働局に「**派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口**」を設置しています。



## お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

 **088-611-5386**

(受付：平日8：30～17：15)

## 派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口

<住所>

〒770-0851

徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎 4階

徳島労働局職業安定部職業安定課 **需給調整事業室** 内

- ※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援に限られる可能性があります。
- ※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「徳島働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、徳島労働局需給調整事業室の担当者をご説明します。